

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年5月24日(月)及び25日(火)に、新型コロナウイルス感染症の患者が32例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内10018～10049例目です。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

また、これまでに公表した患者に対する調査の結果、新たなクラスター感染（集団感染）が1件判明しています。

- 【 発 生 数 】 5市4町で、10歳未満～90歳以上 計32人
- 【 症 状 等 の 度 合 】 中等症1（80代1人）、軽症29、症状なし2
- 【 入 院 等 の 状 況 】 入院中3、宿泊療養中10、調整中19
- 【 他 事 例 と の 関 連 】 濃厚接触者3、接触あり13、調査中16
- 【 県 外 往 来 等 ※ 】 あり5

※ 発症（無症状は検体採取日）前14日以内の県外・海外との往来
 ・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
廿日市市			2	1	1	1	1	1			7
竹原市			1								1
東広島市	1			1	4	1		1	1	2	11
安芸太田町										1	1
坂町							1				1
府中町			1	3					1		5
三原市			1	1							2
尾道市		1	1						1		3
神石高原町		1									1
合計	1	2	6	6	5	2	2	2	3	3	32

《事業所内クラスターについて》

46名が勤務する廿日市市内の事業所において、7名の患者が発生。

（これまでの検査状況）

- ・当該事業所に勤務する全職員46名を検査し、7名陽性（全て既公表分（県2名、広島市4名、県外1名））

【県民、事業者の皆様へ】

- 外出は、外出機会と時間を合わせて半分に削減（20時以降の外出は更に削減）してください。
- 事務所や事業所ごとの出勤者（勤務形態によっては執務室内の定員）を7割削減するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。
- 県境を越える移動は、最大限自粛してください。
- 感染者やその家族、医療福祉関係者等を、絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。